

大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟の早期全面解決を求める意見書

昨年12月25日、大阪高等裁判所（山下郁夫裁判長）は、第2陣控訴審において、第1陣地裁判決、第2陣地裁判決に続いて、三度、国の規制権限不行使の責任を認め、原告ら被害者を救済する判決を言い渡した。

泉南アスベスト国賠訴訟には、118名の与野党の国会議員から「泉南アスベスト被害の早期全面解決を求めるアピール」への賛同が寄せられ、判決当日には全野党の国会議員が連名で、翌日には自由民主党・公明党のアスベスト問題の責任者が直接厚労大臣に面談して、さらに地元泉南市と阪南市の市長・議長も、上告断念を含む早期解決の決断を国に要請した。泉南アスベスト国賠訴訟の早期全面解決は、世論はもとより、政治においても多くの支持を得ている。

ところが、国は、原告ら被害者の切実な願いと広範な世論を踏みにじり、最高裁に上訴（上告受理申立）した。

平成18年5月の第1陣訴訟の提訴以来、すでに13名の原告が死亡し、生存原告らの多くも病状の悪化に苦しんでいる。「命あるうちの解決」は、文字どおり原告らの待ったなしの切実な願いである。国には、最高裁の判断を待つのではなく、自らの政治決断による早期の全面解決が求められている。

よって、本市議会は、国に対し、泉南アスベスト国賠訴訟の早期全面解決を求めるものである。併せて、国には、すべてのアスベスト被害の救済とこれ以上のアスベスト被害者を発生させない万全な規制や対策の強化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月24日

泉 大 津 市 議 会

送付先：内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣